

社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団に関する情報公開

1 作成日・作成担当課・室

作成年月日 令和3年8月20日
作成担当課・室 埼玉県 福祉部 社会福祉課 電話番号 (048) 830 - 3225

2 出資法人の名称

出資法人の名称 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 代表者 理事長 谷澤 正行
主たる事務所の所在地 埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地 電話番号 (0493) 62 - 9191
設立年月日 昭和 47年10月2日 ホームページアドレス <https://sswc-gr.jp>

3 基本財産等・埼玉県の出資割合

基本財産等の金額 10,000千円 (埼玉県の出資割合 100.0 %)

4 事業内容

- 第1種社会福祉事業(児童養護施設、乳児院、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設)の受託経営及び設置経営
- 第2種社会福祉事業(身体障害者福祉センターA型、保育所、障害者総合支援法にいう障害福祉サービス事業、障害者総合支援法及び児童福祉法にいう相談支援事業、障害者総合支援法にいう地域活動支援センターを経営する事業)の受託経営及び設置経営
- 障害者歯科診療事業、聴能言語訓練事業、日中一時支援事業の受託経営

5 財務状況(詳細は、各出資法人のホームページを御覧ください。)

貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	資産	10,609,774	10,531,109	10,606,715		総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	7,357,614	7,413,947	7,508,659
	負債	1,732,669	1,669,994	1,633,801		(うち埼玉県からの補助金・委託金)	(2,246,561)	(2,252,753)	(2,454,014)
	(うち有利子負債)	(0)	(0)	(0)		経常損益	172,514	135,848	191,037
	純資産(資本)	8,877,105	8,861,115	8,972,914		当期損益	173,028	88,715	189,662
	累積欠損金					減価償却前当期損益	404,100	331,185	437,309

6 常勤役員数 (令和3年4月1日現在)

役員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	役員平均年齢
3名 (県派遣1名、県OB 0名)	60.1歳

職員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	職員平均年齢
550名 (県派遣3名、県OB 0名)	40.4歳

※ 職員数には役員との兼務2名を含む。

7 常勤職員の報酬・給与に関する状況(令和2年度決算)

常勤職員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考
11,797千円	3名 (1名)	内1名は医師

常勤職員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考
5,469千円	533名 (3名)	

8 出資法人への埼玉県の関与の状況

(1) 公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
① 補助金(助成金)	201	174	38,766	児童養護施設の機能強化を図り、入所児童の自立支援に関する取組を進めるよう支援する。 埼玉県が社会福祉法人等を対象とした施設整備を補助するもの。
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ 損失補償契約に伴う金利軽減額				
⑤ その他()				
合計	201	174	38,766	—
(参考) 委託料	2,246,360	2,252,579	2,415,248	県立社会福祉・児童福祉施設の管理運営や未就学児の聴能訓練等の県事業の受託料

(2) 公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高				
③ 出資金	10,000	10,000	10,000	出資金総額
合計	10,000	10,000	10,000	—

8 埼玉県による検査・監査結果

実施日: 令和2年9月23日 監査結果: 指摘事項なし

9 その他の特記事項

○ 公益法人については、「5. 財務状況」の各欄は公益法人会計基準により、次のとおり読み替えて計上しています。

<貸借対照表> 資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

<損益計算書> 損益計算書→正味財産増減計算書及び収支計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→旧基準: 総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目)) 新基準: 総収入(=経常収益計+経常外収益計)

経常損益→旧基準: 当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額) 新基準: 当期経常増減額又は税引前当期一般正味財産増減額

当期損益→旧基準: 当期正味財産増減額 新基準: 当期一般正味財産増減額

減価償却前当期損益→減価償却を行っている場合は、当期損益に減価償却費を加えた額